

今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方 整理表

望ましい水環境像	第3章 今後の瀬戸内海の水環境保全の基本的な考え方	第4章 瀬戸内海の水環境保全の今後の方向性
<p>○良好な水質で生物生産力と多様性の高い海域 ○豊かな水圏生態系・生物多様性</p>	<p>従来の水質管理中心的な方法から、豊かな海というような生態系管理とか物質循環の管理へ転換を図る (第1回議事要旨P.7 松田委員)</p>	<p>①地域の協議による水環境目標の設定 ②湾灘毎の状況に応じた管理 ③富栄養化対策からの発想転換 ④水環境の目標や現状を表す適切な指標の検討 ⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復 ⑥健全な水・物質循環機能の回復</p>
<p>○良好な海岸・海洋環境</p>	<p>白砂青松、多島美と評される瀬戸内海の自然景観を保全する (第2回資料2 p.2富岡先生、第3回議事要旨P.3 印南先生 他より作文) 藻場、干潟、底質等の失われた環境を再生する (第1回議事要旨P.2 柳先生 他より作文)</p>	<p>②湾灘毎の状況に応じた管理 ⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復 ⑥健全な水・物質循環機能の回復 ⑫自然景観の保全</p>
<p>○人と水とのふれあい</p>	<p>地域で培われてきた海と人との関わり方の知識、技術、体制を活かして、地域における里海の創生と適切な保全、利用を進める (第2回議事要旨 P.4 富岡先生 他より作文)</p>	<p>②湾灘毎の状況に応じた管理 ④水環境の目標や現状を表す適切な指標の検討 ⑧地域の参加・協働 ⑩環境学習の推進</p>
<p>○水に関する生態系サービス (人々が生態系からえることのできる食糧、水、気候の安定などの便益)の恩恵の持続的拡大</p>	<p>現状の瀬戸内海の生態系構造に見合った漁業・養殖形態を考え、総合的な資源管理を進める (第1回議事要旨p.4 樽谷先生、第1回資料4 p.25 樽谷先生)</p>	<p>②湾灘毎の状況に応じた管理 ⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復 ⑥健全な水・物質循環機能の回復 ⑪総合的な資源管理</p>
<p>(注)「今後の水環境保全の在り方について(中間取りまとめ)」より抜粋</p>		<p>⑦調査研究の推進 ⑨地域再生</p>

第4章 瀬戸内海の水環境保全の今後の方向性	懇談会委員、有識者の意見
①地域の協議による水環境目標の設定	<p>今後の議論を進める上で、利害関係者が一堂に会する協議会形式によることも考えられるので、行政が主導的に進める必要がある。(第1回議事要旨P.2 柳先生)</p> <p>目標水質の設定にあたっては利用と求める水質をマトリックス化して情報を共有した上で、湾・灘毎に利害関係者が協議しながら方向性を決めていく必要がある。(第1回議事要旨P.6-7 真継委員)</p>
②湾灘毎の状況に応じた管理	<p>大阪湾、瀬戸内海をひとつのものとして捉えることは問題があるため、水環境の施策に対してのゾーニングをもう少しきちっと考え直した方がいいと思う。(第1回議事要旨P.6 西田委員)</p> <p>瀬戸内海における漁業も基本的には地域に立脚し、狭い範囲でとらえる必要があるが、今後の在り方については地域住民との話し合いの中で決めていくことが基本になると考えている。(第1回議事要旨P.5 樽谷先生)</p> <p>瀬戸内海一括で議論するのは広すぎると思う。灘別など幾つかにわけて議論する必要があるのではないか。地元のことは地元でなければわからないことを前提とすると、それらの地域別の取り組みのネットワーク化、連携のさせ方が大きな課題となり、そのための制度・枠組みの構築が必要である。今後は、分野と地域という2点の横断化が必要である。(第2回議事要旨P.14 戸田委員)</p> <p>瀬戸内海を全体で管理するのではなく、地域の特性に合わせた管理を行うべきである。それぞれの海域で起きているひずみを物質循環の収支(モニタリング)や漁業の管理手法などを検討し、環境教育等の活動をこの中に組み込んでいくことが必要である。(追加意見、鷺尾委員)</p>
③富栄養化対策からの発想転換	<p>富栄養化対策から生態系の健全性への発想の転換が地方環境行政に求められると思う。(第1回議事要旨P.6-7 真継委員)</p> <p>水質目標については、水質の環境基準を満たした場合は、削減努力を平衡状態、維持の方向に切り替えるような施策が必要である。(第1回議事要旨P.3 藤原先生)</p> <p>従来の水質管理中心的な方法から、豊かな海というような生態系管理とか物質循環の管理へ大きな転換が迫られている時期である。(第1回議事要旨P.7 松田委員)</p>
④水環境の目標や現状を表す適切な指標の検討	<p>水質目標を考える上で、水産をどう評価するかということが非常に重要であるが、一方では瀬戸内海の水質に対する外海の影響をきっちり評価することも必要である。(第1回議事要旨P.7 松尾委員)</p> <p>現行のモニタリング制度の中では生物生息状況の変化を監視できない。生態系に特化した指標を定め、それをモニタリングし、住民に対して説明できるような把握を行っていく必要がある。(第1回議事要旨P.2 柳先生、第1回議事要旨P.9 松田委員)</p> <p>水質のみならず生態系とか物質循環を評価できるツールの開発が必要となろう。(第1回議事要旨P.7 松田委員)</p>
⑤藻場・干潟・底質等の環境の回復	<p>大阪湾に関して、水質改善に最も効く対策は湾奥沿岸域の底質改善、浅場造成が最善と思う。(第1回議事要旨P.6 西田委員)</p> <p>環境修復に向けては、①国、関係地方自治体による藻場・干潟等の創出及び再生事業実施、②埋め立て事業者による藻場造成等の代償措置の実施、③利用の制限等により藻場等重要な場所の保全を図る里海指定浅海域制度の導入が考えられる。(第2回資料2 P.7 富岡先生)</p> <p>底質改善については、国、関係地方自治体による海底に堆積した底泥の除去・覆砂等底質改善と、法律で管理者が規定されていない海域での底質改善の処理責任者の明確化が必要。(第2回資料2 p.7 富岡先生)</p> <p>失われた良好な環境を回復させるためには、里海としての瀬戸内海の再生が必要。少なくとも、藻場と干潟に関しては面積を昔に戻す必要があると考える。(第1回資料4 P.3 柳先生)</p> <p>海の再生のための施策の計画・設計・施工・管理においては、多様な主体との十分な合意形成、順応的管理手法による柔軟かつ堅牢な目標達成に向けた努力が必要。(第2回資料4 P.2 古川先生)</p>

第4章 瀬戸内海の水環境保全の今後の方向性	懇談会委員、有識者の意見
⑥健全な水・物質循環機能の回復	<p>多様な生息環境の確保、多様な物質循環パスの回復、仔稚魚成育場の観点から、藻場・干潟を再生する事業が必要である。(第1回議事要旨P.2 柳先生)</p> <p>健全な水循環機能の回復には、①ダムからの排砂、干潟浅場の造成②二枚貝(アサリ、ウチムラサキ)の放流・増殖③下水処理において、有機物は取るが窒素・りんは残して排出する等の対応が挙げられる。(第3回議事要旨P.6 山田先生)</p>
⑦調査研究の推進	<p>瀬戸内海の水環境保全に向けた調査研究の推進に当たっては、環境行政をサポートする人材育成や科学技術面を育てる行政以外の機関(閉鎖性海域対策を科学面からサポートする国の機関)が必要。(第1回議事要旨P.8 藤原先生)</p> <p>瀬戸内海の再生に向けた調査研究については、国及び地方公共団体の試験研究機関や大学などが情報交換等の密接な連携のもとに以下の項目で総合的に取り組むことが必要。(第2回資料2 P.9 富岡先生)</p> <p>この調査研究の一環として、物質循環を定量化するモデル、モニタリング体制の構築が必要である。それらのデータの精度を高め将来を予測することが今後必要となってくるであろう。(第1回議事要旨P.6 西田委員)</p> <p>藻場・干潟の効果の定量的解析、観光価値の評価のさらなる研究が必要であり、瀬戸内海の総合研究所が必要。(第2回議事要旨P.13 真継委員)</p>
⑧地域の参加・協働	<p>推進方法としては、行政や漁業者、住民、企業など幅広い関係者の参画と協働のもと、豊かで美しい「里海」として再生していくという意識と取組の輪を広げることが必要。(第2回資料2 P.2 富岡先生)</p> <p>企業がNPOと連携することでNPOを支え、ひいてはそれが企業にもプラスになるというような仕組みが構築されるとよいのではないかと。(第2回議事要旨P.13 真継委員)</p> <p>海域の共同利用の実態を明確にし、その上で、共同利用を一層適切なものにするのを促進する法制度を定める。その際、漁民・住民の主体性を重視することが必要である。(第2回議事要旨P.2 中山先生)</p> <p>権利やそれに伴い発生する責任や義務ということについて、いかにそれらの要素を把握し、それぞれを構造化するか、さらには、合意形成を図っていくかということが重要。(第2回議事要旨P.14 戸田委員)</p> <p>この共同利用権を活用することにより、今まで参加してこなかった人たちの意見を反映すること、この人たちを積極的に参加させること、この権利を認識することに、大きな意味があり、住民と漁民が法的な意味で権利を確保することが重要。(第2回議事要旨P.15 柴田委員)</p>
⑨地域再生	<p>それぞれの地域、コミュニティの中で、自然や生態系を保全しながら生活し、その土地に根差した産業、文化をいかに再生していくかという視点が重要。そのためにはNPOの活動がポイントになるだろうが、それらの活動の従事者には高齢者が多く、いつまで続くのかという現実問題を踏まえながら、地域の再生を検討していくことが重要であり、NPOだけでは経済的な力にも限りがあるので、企業が加わることによる再生も重要な視点と思う。(第2回議事要旨P.16 阿部委員)</p> <p>瀬戸内海を里海として再生するための施策展開の法的根拠となるような新たな法整備や、法的根拠を持った利害等を調整する協議の場が必要。(第2回資料2 P.9 富岡先生)</p> <p>瀬戸内海の観光振興については課題に対する対応として、次のことを提案する。 環境、景観、町並みの保存と再生/建物と土地の再利用/合併と指定管理制度の影響を検討した観光戦略/船を中心にアクセス改善、アクセス情報を提供/海や自然を楽しむための工夫の導入/宿泊施設・飲食店の改善/英語をはじめ、外国語による情報提供(第2回議事要旨P.11 フンク先生)</p> <p>環境保全とツーリズムがよい形につながるような取り組みが瀬戸内海で実現できればよいのではないかと。(第2回議事要旨P.17 松田委員)</p>

第4章 瀬戸内海の水環境保全の今後の方向性	懇談会委員、有識者の意見
⑩環境学習の推進	<p>環境学習を実施していくためには、①政策として取り組むべき 予算面・体制面・人材ほか②教育関係者、行政、NGOなどで地域内での共通プログラムを作る③環境学習の拠点となる場所が必要④担い手（指導者）を育てる仕組み作り⑤中間支援を行う組織づくり⑥地域での受け皿のネットワーク化 などが重要である。（第2回資料5 P.2 足利先生）</p> <p>教育課程の中における環境学習の重要性を再認識し、予算等の措置を十分検討するべきである。（第2回議事要旨P.9 足利先生）</p>
⑪総合的な資源管理	<p>現状の瀬戸内海の生態系構造に見合った漁業・養殖形態を考える必要がある。総合的な水産資源・漁業管理のあり方として、資源の維持・回復だけでなく様々の要素を多面的にとらえて総合的な資源管理を進める必要がある。（第1回議事要旨P.4 樽谷先生）</p> <p>かつての漁業は富栄養化に対応したもので、現状の環境に合わせた漁業へ転換する場合のキーワードは生態系の健全性の維持である。その議論に向けては、行政、研究者、住民を含めた検討を行うことが望ましい。（第1回議事要旨P.8 樽谷先生）</p>
⑫自然景観の保全	<p>優れた自然の景勝地であり、貴重な漁業資源の宝庫である瀬戸内海を環境を保全し、将来世代に継承する（第2回資料2 P.2富岡先生）</p> <p>白砂青松は瀬戸内海での生活文化の中で作り出されたもので、自然と生活文化を一体化し生活文化で見直す必要がある。（第3回議事要旨P.3 印南先生）</p>